とするものに係る当該各年の輸入数量」を「、英国協定適用豚肉等の貿易統計に計上された当該各年の数量並びに環太平洋包括的及び先進的協定適用英国豚肉及び環太平洋包括的及び先進的協定適用英国豚肉調製品（以下この項において「環太平洋包括的及び先進的協定適用英国豚肉等」という。）の貿易統計に計上された当該各年の数量と英国を原産地とする豚肉及び豚肉調製品に係る当該各年の輸入数量（英国協定の効力発生の日前の期間に係るものに限る。以下この項において同じ。）」に、「英国協定適用豚肉等の統計計上数量」を「同物品の貿易統計に計上される数量（以下この項において「統計計上数量」という。）」に、「及び統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて年ごとに集計した英国協定適用豚肉等の当該各年の数量と英国を原産地とするもの」を「、統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて年ごとに集計した英国協定適用豚肉等の当該各年の数量及び統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて年ごとに集計した環太平洋包括的及び先進的協定適用英国豚肉等の当該各年の数量と英国を原産地とする豚肉及び豚肉調製品」に改め、同条第四項中「十七の項、十九の項、二十一の項及び二十二の項」を「十四の項、十八の項、二十の項、二十二の項、二十三の項及び二十五の項」に改める。

第十九条の九中「別表第一の二十六の項、四十二の項、四十九の項又は五十六の項」を「別表第一の二十八の項、二十八の二の項、四十四の項、五十一の項又は五十八の項」に改める。

第十九条の十第一項中「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」の下に「、環太平洋包括的及び先進的協定適用英国牛肉」を加える。

第三十二条第二項第一号及び第二号中「別表第一の二十四の項」を「別表第一の二十六の項」に改める。

別表第一の三の項の次に次のように加える。

三の二	環太平洋包括的及び先進的協定	牛肉であつて、英国を原産地とするもの（環太平洋包括的及び先進的協定が英国について効力を生ずる日（以下この表において「英国発効日」という。）以後に輸入申告がされるものに限る。）

別表第一の四の項中「関税率表第〇二〇三・一一号の二、第〇二〇三・一二号の二、第〇二〇三・一九号の二、第〇二〇三・二一号の二、第〇二〇三・二二号の二、第〇二〇三・二九号の二、第〇二〇六・三〇号の二の㈡及び第〇二〇六・四九号の二の㈡に掲げる物品（以下この表において「豚肉」という。）」を「豚肉（英国発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）」に改め、同表の九の項中「十九の項」を「二十の項」に改め、同表中五十七の項を五十九の項とし、三十七の項から五十六の項までを二項ずつ繰り下げ、三十六の項を三十八の項とし、同項の次に次のように加える。

三十八の二	環太平洋包括的及び先進的協定	課税価格が基準価格未満の豚肉であつて、英国を原産地とするもの（英国発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）

別表第一中三十五の項を三十七の項とし、二十七の項から三十四の項までを二項ずつ繰り下げ、二十六の項を二十八の項とし、同項の次に次のように加える。

二十八の二	環太平洋包括的及び先進的協定	関税率表第〇八〇五・一〇号の二に掲げる物品のうち毎年十二月一日から翌年三月三十一日までに輸入申告がされるものであつて、英国を原産地とするもの（英国発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）

別表第一中二十五の項を二十七の項とし、同項の次に次のように加える。

二十七の二	環太平洋包括的及び先進的協定	その他のホエイのうち乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の二十五％以上四十五％未満のものであつて、英国を原産地とするもの（英国発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）

別表第一中二十四の項を二十六の項とし、同項の次に次のように加える。

二十六の二	環太平洋包括的及び先進的協定	その他のホエイのうち乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の二十五％未満のものであつて、英国を原産地とするもの（英国発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）

別表第一中二十三の項を二十四の項とし、同項の次に次のように加える。

二十五	環太平洋包括的及び先進的協定	豚肉調製品であつて、英国を原産地とするもの（英国発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）

別表第一中二十二の項を二十三の項とし、十五の項から二十一の項までを一項ずつ繰り下げ、同表の十四の項中「関税率表第〇二一〇・一一号から第〇二一〇・一九号まで、第〇二一〇・九九号の一、第一六〇二・四一号の一、第一六〇二・四二号の一及び第一六〇二・四九号の二の㈠に掲げる物品（以下この表において「豚肉調製品」という。）」を「豚肉調製品」に改め、同項を十五の項とし、十三の項の次に次のように加える。

十四	環太平洋包括的及び先進的協定	豚肉であつて、英国を原産地とするもの（英国発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）

附　則

（施行期日）

1　この政令は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定へのグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の加入に関する議定書により、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が英国について効力を生ずる日（以下「英国発効日」という。）から施行する。

（経過措置）

2　英国発効日の属する年度に限り、この政令による改正後の関税暫定措置法施行令（以下「新暫定令」という。）第十九条の三及び第十九条の九の規定の適用については、新暫定令第十九条の三の表四の項中「合計数量」とあるのは「合計数量（環太平洋包括的及び先進的協定が英国について効力を生ずる日（以下この表及び第十九条の九において「英国発効日」という。）の前日の属する旬の次の旬の初日以後の期間に係るものに限る。）」と、同表五の項から十の項までの規定中「合計数量」とあるのは「合計数量（英国発効日の前日の属する月の次の月の初日以後の期間に係るものに限る。）」と、新暫定令第十九条の九中「別表第一の二十八の項、二十八の二の項、四十四の項、五十一の項又は五十八の項」とあるのは「別表第一の三の二の項、十四の項、二十五の項、二十六の二の項、二十七の二の項、二十八の項、二十八の二の項、三十八の二の項、四十四の項、五十一の項又は五十八の項」と、「とする」とあるのは「（同表の三の二の項、十四の項、二十五の項、二十六の二の項、二十七の二の項及び三十八の二の項の下欄に掲げる物品にあつては英国発効日、同表の二十八の二の項の下欄に掲げる物品にあつては英国発効日又はその年度の十二月一日のいずれか遅い日）とする」とする。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄